

令和3年第3回

おいらせ町議会定例会

会議録第1号

おいらせ町議会 令和3年第3回定例会記録

おいらせ町議会 令和3年第3回定例会記録				
招集年月日	令和3年9月2日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和3年9月2日 午前10時02分 議長宣告			
散 会	令和3年9月2日 午前11時05分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1番	佐々木 勝	2番	澤 上 勝
	3番	馬 場 正 治	4番	澤 上 訓
	5番	木 村 忠 一	6番	田 中 正 一
	7番	日野口 和 子	8番	平 野 敏 彦
	9番	沼 端 務	10番	吉 村 敏 文
	11番	澤 頭 好 孝	12番	柏 崎 利 信
	13番	西 館 芳 信	14番	松 林 義 光
	15番	檜 山 忠	16番	西 館 秀 雄
不応招議員	なし			
出席議員	16名			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	西 館 道 幸	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ く り 防 災 課 長	成 田 光 寿
	税 務 課 長	久 保 田 優 治	町 民 課 長	澤 頭 則 光
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	三 村 俊 介	商 工 観 光 課 長	柏 崎 和 紀
	地 域 整 備 課 長	栗 嶋 泰 幸	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	福 田 輝 雄	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	松 山 公 士
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 村 俊 介
	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏	監 査 委 員	柏 崎 堅 一

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	赤坂千敏	事務局 次長	高橋勝江
	主 幹	木村英樹		
町長提出議案の題目	1	報告第4号	放棄した債権の報告について	
	2	報告第5号	令和2年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について	
	3	報告第6号	令和2年度おいらせ町一般会計継続費精算報告について	
	4	報告第7号	令和2年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告について	
	5	議案第52号	おいらせ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	
	6	議案第53号	おいらせ町公契約条例の制定について	
	7	議案第54号	おいらせ町財政運営に関する条例の制定について	
	8	議案第55号	おいらせ町個人情報保護条例及びおいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	
	9	議案第56号	おいらせ町営住宅管理条例の一部を改正する条例について	
	10	議案第57号	おいらせ町土地開発公社の解散について	
	11	議案第58号	令和3年度おいらせ町一般会計補正予算(第4号)について	
	12	議案第59号	令和3年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	
	13	議案第60号	令和3年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)について	
	14	議案第61号	令和3年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	
	15	議案第62号	令和3年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	
	16	議案第63号	令和3年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	
	17	議案第64号	令和3年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	
	18	議案第65号	令和3年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第2号)について	
	19	認定第1号	令和2年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について	
	20	認定第2号	令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	21	認定第3号	令和2年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	22	認定第4号	令和2年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	23	認定第5号	令和2年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	24	認定第6号	令和2年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	25	認定第7号	令和2年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
	26	認定第8号	令和2年度おいらせ町病院事業会計決算認定について	

町長提出 議案の題目	
議員提出 議案の題目	
開 議	午前10時02分
議事日程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。
	9 番 沼 端 務 議員
	1 0 番 吉 村 敏 文 議員

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (赤坂千敏君)	おはようございます。 修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 ご着席ください。
	西館議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回おいらせ町議会定例会を開会いたします。 (開会時刻 午前10時02分)
開議宣告	西館議長	なお、新型コロナウイルス感染防止対策として、密集を防ぐため、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長には出席の自粛をしていただきましたので、その旨ご報告いたします。 また、病院事務長はコロナ感染症の拡大に伴い本日欠席の申出がありましたので、ご報告いたします。
議事日程報告	西館議長	本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
会議録署名議員の指名	西館議長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、9番、沼端 務議員及び10番、吉村敏文議員を指名いたします。
会期議題	西館議長	日程第2、会期の決定を議題といたします。 会期決定の前に、議会運営委員長の報告を求めます。 委員長、演壇にてお願いします。 議会運営委員長。
委員長報告	14番 (松林義光君)	議会運営委員会、委員長報告をいたします。 去る8月13日告示、本日招集されました令和3年第3回おい

		<p>らせ町議会定例会の会期等について、先般8月27日午前10時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、本定例会の会期は、別紙配付の「会期及び審議予定表」のとおり、本日9月2日から9月10日までの9日間とすることに決定いたしました。</p> <p>本日2日は議案等の一括上程及び決算特別委員会の設置、3日、4日、5日は議案熟考のため休会、6日は一般質問、7日、8日は議案審議、9日は決算特別委員会における付託議案の審査、10日は決算特別委員会における付託議案の審査及び特別委員会終了後に本会議での認定議案審議、以上のとおり進行してまいります。</p> <p>なお、議事進行状況により日程が変更となる可能性もございますので、議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定にご賛同くださいますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。</p> <p>議会運営委員長の報告が終わりました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日9月2日から9月10日までの9日間といたしたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
	西館議長	
	(議員席)	**なしの声**
	西館議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本定例会の会期は、本日9月2日から9月10日までの9日間とすることに決しました。</p>
諸般の報告	西館議長	<p>日程第3、諸般の報告をいたします。</p> <p>議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりです。ご了承ください。</p> <p>次に、地方教育行政の組織及び運営上に関する法律第26条の規定に基づき、「令和3年度おいらせ町教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書」が議会に提出されましたので各議員に配付いたします。</p> <p>また、本日までに受理いたしました陳情書等につきましては、別紙配付の請願、陳情文書表のとおりです。</p>

		<p>(2) 8月25日にも政府で同様の変更を行っております。緊急事態宣言では8道県の追加、まん延防止等重点措置では8道県の除外と4県の追加。期限はいずれも9月12日までとしております。現在指定されている緊急事態宣言の区域及びまん延防止等重点措置の区域は、2ページ上段に示しているとおりであります。</p> <p>(3) 8月27日、県において政府の基本的対処方針を踏まえた県方針の変更を行い、人の流れの抑制、人と人との接触の機会を減らす対策という趣旨のものが追加となり、さらには、冒頭申しましたように、8月の県内感染者急激拡大を受けて行事・イベント等の原則中止、延期や県有施設の原則休館等を取りまとめた緊急対策パッケージを決定いたしました。</p> <p>(4) 8月30日も県で対処方針の変更を行い、八戸市での飲食店関連感染拡大を抑えるため、特定区域の飲食店を対象に営業時間短縮の協力要請措置を取り決めました。</p> <p>下のほうに行きまして、2の県の緊急対策パッケージであります。資料6ページの次から県公表の資料をそのまま添付しております。新聞等にも掲載されておりましたので説明は省略させていただきますが、主なものとして、行事・イベント等の中止・延期、施設の原則休館・使用中止、学校における行事等の中止・延期、部活動の禁止等となっております。期間は9月1日から9月30日までです。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>町の対応であります。</p> <p>8月30日に町の危機対策本部会議を開催し、県から準じた取扱いを取るよう協力依頼がありましたので、町の対応を決定いたしました。</p> <p>まず、公共施設の利用制限です。9月1日から9月30日までの間、施設利用を原則休館・休止といたしました。対象施設等は表に記載のとおりであります。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>イベント等の取扱いです。</p> <p>例年、9月に行っているものは既に中止・延期を決定しておりますので、引き続き町対策本部決定済みの内容を確認したところです。参考1には、町対策本部で取決めをしている方針の内容を</p>
--	--	--

動、接岸させ、8月30日から重油の抜取り作業を行っております。

2の船体の状況であります。

まず、(1)船首部であります。先ほど説明しましたように、八戸港1号埠頭の岸壁に係留し、燃料油の抜取り作業を行っております。燃料タンクには海水と重油合わせて約2,400キロリットルが入っていると見られ、初日の回収量は約177キロリットル。9月中旬ぐらいまでかかる見通しであります。

(2)船尾部です。現地に残ったままでありまして、船体が傾き、お尻のプロペラのほうが海面上に、船橋部分は水面下に沈んでいる状況であります。

なお、潜水調査したところ、管から若干の油漏れがありましたので、防油措置を行っております。

3、流出油及び漂着油の状況であります。

第2管区海上保安部、八戸海上保安部などから随時資料が届きますので、その資料から抜粋してまとめております。

海上の流出油の範囲、沿岸への油の漂着状況を、2ページの中段ぐらいまで日付を追って記載しておりますが、その日の風向きや波の状況によって日々動いております。海上流出の油は、範囲、量ともに少なくなってきましたが、いまだ確認されております。ただ、大量の燃料を積んでいる船首部のほうは、八戸港の岸壁に接岸し回収作業を行っておりますので、そこからの新たな流出によるものはないと思われま。

また、沿岸への漂着油ですが、8月18日時点で三沢市からおいらせ町、八戸市の五戸川河口付近の沿岸で点在する油膜が確認されており、それ以降、新たな漂着は確認されておられません。

4の町の対応であります。

8月12日と8月15日に町警戒対策本部を開催し、対策事項を確認。その対応を進めてきており、現在も継続しているところです。内容として記載しているとおり、情報収集や連絡調整、現場パトロール、防災無線での放送、海上災害防止センターとの海岸漂着油の防除作業調整、漁業補償に関する諸調整であります。

なお、昨日9月1日にも警戒対策本部会議を開催し、動きや対応について確認したところであります。

次に、5の海岸への漂着油の防除作業です。

この作業は、以前にもご説明しておりますが、船主と契約しております海上災害防止センターが中心に対応しており、海岸の汚染状況を調査し、作業を進めております。汚染状況の調査や清掃作業の状況は、最後のページにカラー刷りで資料を載せております。

真ん中ら辺、MSという表記があります。これは三沢市を表記しているものですが、三沢市の沿岸はMSの1から5まであります。一方、おいらせはORという表記にしておりまして、1から2までございます。汚染状況も色分けしております。黄色が汚染度が低ということになっております。おいらせ町の沿岸、OR-1、OR-2ともに黄色で表示され、汚染度低という結果になってございます。

報道にもありますように、作業は三沢市沿岸部から進められ、当初はセンター直営でしたが、作業の迅速化を図るため、地元漁協や農協と協力支援体制を整え、トラクターを有償で調達する形で支援し、8月31日から始めております。

なお、この作業方法はおいらせ町でも実施することとなり、百石町漁協との調整を行い、9月1日から作業を開始しております。新聞等にも報道されているとおりであります。

作業内容は、3ページにもありますが、防除方法として先ほどの図にあるようにおいらせ町は汚染度が比較的低いため、エアレーションといいまして空気を通して耕起により油を自然の浄化を促す方法としております。実施方法は、トラクターを運転手つきで借用し、トラクターでレーキを引き、砂浜を耕起します。実施場所は、三沢市の三沢川南側から一川目海岸のうち、消波ブロックがない区間としております。実施期間は、9月1日から3日間を予定しております。

説明の最後になります。6、漁業補償の関係です。

関係する沿岸7漁協と県漁連において8月17日の申合せにより、船主側との交渉窓口を県漁連とする旨を取決めしております。また、8月26日、船主側のほうで貨物船座礁及び燃料油流出事故漁業者説明会が行われ、漁業補償の金額は最大で総額36億円とされ、油濁により休業等した場合の経済的損失、漁網等の漁具に油が付着した場合の財産的損害などが対象となるということです。今後、各漁協において補償に必要な資料など情報収集を

提案理由の 説明		<p>行い、それを県漁連で取りまとめます。魚介類の安全面を確認するための検査についても、各漁協でサンプルを採取。こちらも県漁連が取りまとめて検査機関に依頼するとのことであります。</p> <p>説明は以上で終わります。</p>
	西館議長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>これで行政報告を終わります。</p>
	西館議長	<p>日程第5、議案の一括上程について。</p> <p>報告第4号から報告第7号まで及び議案第52号から議案第65号までの、以上18件を一括上程いたします。</p> <p>町長から提案理由の説明を求めます。</p> <p>演壇にてお願いいたします。</p> <p>町長。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>おはようございます。</p> <p>議員各位には何かとご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、本定例会に提案いたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>初めに、報告第4号、放棄した債権の報告についてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、町の債権のうち、町税及び効果以外の債権について債権放棄したので、おいらせ町債権管理条例第13条第2項の規定により報告するものであります。</p> <p>次に、報告第5号、令和2年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく一般会計等の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について、監査委員の意見を付し報告するものであります。</p> <p>次に、報告第6号、令和2年度おいらせ町一般会計継続費精算報告についてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、継続費を設定しておりました学校施設等長寿命化計画策定事業の継続年度終了に伴い、地方自治法施行令第145条第</p>

		<p>2項の規定により継続費の精算について報告するものであります。</p> <p>次に、報告第7号、令和2年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、当事業団から令和2年度決算について報告がありましたので、地方自治法の一部を改正する法律付則第3条による改正前の地方自治法第312条第3項の規定に基づき報告するものであります。</p> <p>次に、議案第52号、おいらせ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動用自動車、選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラを選挙公営の対象とするため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第53号、おいらせ町公契約条例の制定についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、公契約に従事する労働者の適正な労働環境等の確保を図り、公共サービスの品質の確保及び地域経済の健全な発展に寄与するため、新たな町独自の条例として提案するものであります。</p> <p>次に、議案第54号、おいらせ町財政運営に関する条例の制定についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、当町の財政運営の指針及び基本的な原則を定め、将来にわたる持続可能な財政基盤の強化及び財政運営の確立を図るため、新たな町独自の条例として提案するものであります。</p> <p>次に、議案第55号、おいらせ町個人情報保護条例及びおいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、町関係条例の所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第56号、おいらせ町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律及</p>
--	--	---

		<p>び所得税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、公営住宅制度に係る引用条項等について所要の改正を行うため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第57号、おいらせ町土地開発公社の解散についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、おいらせ町土地開発公社について、近年の社会情勢の変化等により存続の意義が極めて低くなっている状況から解散することとしたため、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるため提案するものであります。</p> <p>次に、議案第58号、令和3年度おいらせ町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に2億4,928万3,000円を追加し、予算の総額を104億8,982万4,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では、財政調整基金積立金を増額するほか、病院事業会計医業外収益補助金の増額など、町の新型コロナウイルス感染症対応事業に係る予算措置を行うものであります。一方、歳入では、町税、地方交付税及び前年度繰越金を増額し、財政調整基金繰入金及び臨時財政対策債を減額するものであります。</p> <p>なお、第2表、債務負担行為は、1件の債務負担行為を定めるものであります。</p> <p>また、第3表、地方債補正は、1件の追加、3件の変更及び1件の廃止を行うものであります。</p> <p>次に、議案第59号、令和3年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予定の総額に3,013万3,000円を追加し、予算の総額を25億1,200万7,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では保険給付費等交付金の令和2年度事業実績により県費返還金を計上し、歳入では国民健康保険税及び前年度繰越金を増額するほか、国民健康保険事業基金繰入金を減額するものであります。</p> <p>次に、議案第60号、令和3年度おいらせ町奨学資金貸付事業</p>
--	--	---

	<p>特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に3万1,000円を追加し、予算の総額を1,794万5,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では奨学生選考委員報酬及び奨学基金積立金を増額し、歳入では奨学基金繰入金を減額するほか、令和2年度決算に伴い前年度繰越金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第61号、令和3年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に12万6,000円を追加し、予算の総額を10億5,069万5,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では給料を増額するほか、職員手当等を減額し、歳入では一般会計繰入金を減額し、令和2年度決算に伴い前年度繰越金を増額するほか、馬淵川流域下水道維持管理負担金還付金を計上するものであります。</p> <p>次に、議案第62号、令和3年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額から71万3,000円を減額し、予算の総額を1億4,211万6,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では給料及び職員手当等を減額し、歳入では一般会計繰入金を減額するほか、令和2年度決算に伴い前年度繰越金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第63号、令和3年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に8,848万4,000円を追加し、予算の総額を24億4,305万円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では令和2年度保険給付費等の実績により支払基金等への返還金を計上するほか、一般会計繰出金及び介護保険給付費準備基金積立金を増額し、歳入では令和2年度決算に伴い前年度繰越金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第64号、令和3年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、既定予算の総額に1,546万4,000円を追加し、予算の総額を2億3,763万5,000円とするものであります。</p>
--	--

		<p>その主な内容につきましては、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、歳入では後期高齢者医療保険料及び前年度繰越金を増額するものであります。</p> <p>次に、議案第65号、令和3年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、収益的収入及び支出の既決予定額から814万2,000円を減額し、予定額を10億581万3,000円とするほか、資本的収入の既決予定額に3,240万円を追加し、予定額を6,911万6,000円とする一方、資本的支出の既決予定額に3,245万円を追加し、予定額を8,401万8,000円とするものであります。</p> <p>なお、資本的収入の不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金を充当するものであります。</p> <p>また、電子カルテシステム導入事業を2か年で実施するため、継続費の設定を行うものであります。</p> <p>以上、本定例会に提案いたしました議案の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては審議の過程におきまして本職をはじめ担当課長に説明させていただきますので、何とぞ慎重にご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p> <p>以上で提案理由の説明が終わりました。</p> <p>次に、監査委員から、報告第5号、令和2年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率についての審査意見の報告を求めます。</p> <p>柏崎監査委員、演壇にてお願いいたします。</p> <p>監査委員。</p> <p>代表監査委員の柏崎でございます。</p> <p>令和2年度会計、財政健全化判断比率及び資金不足比率についての審査意見の報告をいたします。</p> <p>健全化判断比率については、町から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標と、その算定の基礎となる書類並びに係る会計の資金不足</p>
	西館議長	
	西館議長	
監査委員の報告	監査委員 (柏崎堅一君)	

		<p>比率と、その算定の基礎となる書類については、財政管財課の説明を受け、審査を行いました。</p> <p>その結果、財政健全化判断比率の各指標につきましては、書類も適正に作成されており、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、前年度に引き続き数値は出ておらず、実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準、再生基準を下回っていることなどから、特に指摘すべきことはありませんでした。</p> <p>また、経営健全化の判断材料となる資金不足比率におきましても、同じく書類が適正に作成されており、かつ病院事業会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計とも経営健全化基準である資金不足比率は20%を下回っており、資金不足の状況にはなっておらず、これにつきましても特に指摘すべきことはありませんでした。</p> <p>しかしながら、実質単年度収支は、前年度より赤字幅は減少しているものの、5年連続の赤字となり、経常収支比率は過去最高値となってしまい、留意する必要があります。</p> <p>以上、詳しくは意見書をご覧くださいませようようお願い申し上げます、財政健全化判断比率及び資金不足比率に関わる審査の報告といたします。</p> <p>以上です。</p> <p>以上で審査結果の報告が終わりました。</p> <p>日程第6、認定議案の一括上程について。</p> <p>認定第1号から認定第8号までの、以上8件を一括上程いたします。</p> <p>町長からの提案理由の説明を求めます。</p> <p>演壇にてお願いします。</p> <p>町長。</p> <p>本定例会に提案いたしました令和2年度の決算認定議案につきまして、議員並びに町民各位のご助言やご協力を賜りながら所期の目的を達成することができましたことに対し、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、令和2年度おいらせ町一般会計及び各特別会計、病院事業会計の歳入歳出決算について、順次ご説明申し上げます。</p>
提案理由の説明	町長 (成田 隆君)	

		<p>各認定議案につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものであります。</p> <p>また、施策の効果等を検証するため、別冊にて「主要施策の成果」を調製しておりますので、皆様のご審議の参考に供したいと思っております。</p> <p>はじめに、認定第1号、令和2年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算総額137億9,354万3,000円に対し、歳入決算額は134億883万9,047円となり、前年度と比較しますと34.9%の増となっております。</p> <p>なお、不納欠損額は1,152万8,166円、収入未済額は5億2,685万1,698円で、繰越明許費の未収入特定財源3億9,434万7,000円を差し引いた収入未済額は1億3,250万4,698円となりました。不納欠損額、収入未済額とも大部分は町税となっております。</p> <p>一方、歳出決算額は130億7,305万5,783円となり、前年度と比較しますと34.4%の増となっております。</p> <p>また、翌年度繰越額は4億4,276万8,000円で、不用額は2億7,771万9,217円となっております。</p> <p>その結果、歳入歳出差引額3億3,578万3,264円から繰越財源である4,842万1,000円を差し引いた2億8,736万2,264円が実質収支額となりましたので、2億1,000万円を財政調整基金に積み立てし、残額の7,736万2,264円を令和3年度へ繰越しするものであります。</p> <p>次に、認定第2号、令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算総額25億4,441万1,000円に対し、歳入決算額は24億854万4,260円となり、前年度と比較しますと1.9%の減となっております。</p> <p>一方、歳出決算額は23億7,340万1,191円となり、前年度と比較しますと2.2%の減となっております。</p> <p>その結果、歳入歳出差引額3,514万3,069円を令和3年度へ繰越しするものです。</p> <p>次に、認定第3号、令和2年度おいらせ町奨学資金貸付事業特</p>
--	--	---

		<p>別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算総額1,972万3,000円に対し、歳入決算額は2,014万7,127円となり、前年度と比較しますと0.6%の減となっております。</p> <p>一方、歳出決算額は1,971万5,807円となり、前年度と比較しますと1.2%の減となっております。</p> <p>その結果、歳入歳出差引額43万1,320円を令和3年度へ繰越しするものです。</p> <p>次に、認定第4号、令和2年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算総額は10億3,813万3,000円に対し、歳入決算額は10億4,445万1,333円となり、前年度と比較しますと1.6%の減となっております。</p> <p>一方、歳出決算額は10億3,165万7,947円となり、前年度と比較しますと1.9%の減となっております。</p> <p>その結果、歳入歳出差引額1,279万3,386円を令和3年度へ繰越しするものです。</p> <p>次に、認定第5号、令和2年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算総額1億2,364万8,000円に対し、歳入決算額は1億2,475万3,419円となり、前年度と比較しますと14.4%の減となっております。</p> <p>一方、歳出決算額は1億2,141万8,518円となり、前年度と比較しますと14.9%の減となっております。</p> <p>その結果、歳入歳出差引額333万4,901円を令和3年度へ繰越しするものです。</p> <p>次に、認定第6号、令和2年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。</p> <p>歳入歳出予算総額23億2,182万4,000円に対し、歳入決算額は23億2,215万8,919円となり、前年度と比較しますと4.5%の増となっております。</p> <p>一方、歳出決算額は22億2,849万5,637円となり、前年度と比較しますと2.7%の増となっております。</p> <p>その結果、歳入歳出差引額9,366万3,282円を令和3年度へ繰越しするものです。</p>
--	--	--

	<p>関係課から説明を求めながら書類審査、現地審査等を実施いたしました。そして、決算書や関係帳簿等については、計数は正確であるか、適正に処理されているかなどに主眼を置き、慎重に審査を行ってまいりました。</p> <p>その結果、いずれも適正に処理されており、各会計とも誤りがないものと認めました。</p> <p>全体を総括して財政的観点から申し上げますと、一般会計の総計決算額は、歳入が134億883万9,047円で、前年度に比較し約34億7,096万円、34.9%増加し、歳出は130億7,305万5,783円で、約33億4,376万円、34.4%増加しました。これは、コロナ対策関連の支出や物件費等の経常経費が増加する一方で、地方交付税及び地方消費税交付金等の経常的収入も増加したためです。実質収支は約2億8,736万円の黒字となり、単年度収支でも約8,332万円の黒字となりましたが、1年間に得られる収入でその間の支出を賄えているかといった実質単年度収支は約3,088万円の赤字で、5年連続となりました。</p> <p>また、特別会計の総決算額は、歳入総額は前年度に比較し0.7%の増加、歳出総額は0.2%減少しております。実質収支は約1億5,009万円の黒字となり、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支も約5,444万円の黒字となりました。</p> <p>また、特別会計においては、令和2年度の一般会計から総額約13億8,590万円が特別会計に繰り出されています。</p> <p>一般会計及び特別会計を合わせた単年度収支は1億3,776万5,376円の黒字となりました。</p> <p>財政健全化法に基づく4つの財政指標は、いずれも早期健全化基準をクリアしています。一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、昨年度より0.9ポイントと大きく上昇し、95.3%と過去最高値となりました。依然として財政硬直化の状態にあり、財政指標の推進には十分留意していただきたい。</p> <p>次に、病院事業会計では、収益的収支では約5,512万円の純損失が生じました。前年度決算に続き純損失が生じております。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、入院患者並びに外相患者数ともに減少したことが要因となっております。</p> <p>地方債残高については、一般会計、特別会計、病院事業会計を</p>
--	---

合わせた令和2年度末の地方債残高は160億5,215万7,239円で、前年度末に比べて10億359万9,608円減少しております。

財産に関する調書については、適正に作成され、調書記載額は関係帳簿と符合しており、計数等に誤りはなく、記載事項も適正に表示されているものと認められます。基金についても年度末残高は54億5,608万8,580円で、前年度末に比べ531万3,594円減少しましたが、適正に運用されているものと認められました。

各会計とも、コロナ禍にあっても健全財政維持への努力の跡が見られます。今後も終息が見通せない新型コロナウイルス感染症にも注意を払いつつ、良質な福祉の提供や既存施設の維持補修、インフラ整備など、住民サービスが滞ることのないよう、引き続き自主財源の確保や事業の見直し等により費用の圧縮に努めるなど、健全財政に向けた一層の努力と成果を期待するものであります。

病院事業会計は、新型コロナウイルス感染症の影響により、入院・外来患者数の減少が顕著であり、病院経営に厳しいものとなっておりますが、その中において、本年2月、眼科を開設し良質の医療提供が図られたことは、地域住民地の利便性と安心につながり、大きな成果だと思います。ワクチン接種が進み、本来の患者数の回復を期待するものです。今後も地域医療の確保に重要な役割を果たしている自治体病院として、地域に信頼され親しまれる病院づくりに努めつつ、経営の健全化を図られるよう期待いたします。

詳細につきましてはお配りしております意見書をご覧くださいますようお願い申し上げます、決算審査の報告といたします。

決算報告は以上ですが、今回の監査に当たり、日常業務多忙の上に、新型コロナウイルス対策支援事業として感染予防対策事業、生活支援特別定額給付事業、子育て世帯の給付事業、学生応援給付事業、経済対策として事業継続支援給付事業、そして今も続いているワクチン接種事業など、各課にわたる業務超多忙の中で、資料作成またはヒアリングに貴重な時間を割いてくださった各課の担当課長及び職員の方々にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

議案の付託	西館議長	<p>以上でございます。</p> <p>以上で決算審査の報告が終わりました。</p> <p>日程第7、決算特別委員会の設置及び認定議案の付託について。</p> <p>お諮りします。</p> <p>認定第1号、令和2年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号、令和2年度おいらせ町病院事業会計決算認定までの8認定議案については、慣例により、議長及び議会選出監査委員を含めた全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p>
決算特別委員長・副委員長の互選	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、認定第1号から認定第8号までの8認定議案については、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。</p> <p>次に、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選について行います。</p> <p>このことについて、先般開催されました議会運営委員会において、総務文教常任委員会の委員長と同副委員長が当たることとし、話し合われましたので、これによりたいと思っております。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>決算特別委員会の委員長には、総務文教常任委員会の委員長の澤上 訓議員を、同副委員長には、総務文教常任委員会副委員長の木村忠一議員を選任することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 西館議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p>

<p>日程終了の告知</p>	<p>西館議長</p>	<p>よって、決算特別委員会の委員長に澤上 訓議員が、副委員長に木村忠一議員が選任されました。</p> <p>これで本日の日程は全て終了いたしました。 これで本日の会議を閉じます。</p>
<p>次回日程の報告</p>	<p>西館議長</p>	<p>6日月曜日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。</p>
<p>散会宣告</p>	<p>西館議長</p> <p>事務局長 (赤坂千敏君)</p>	<p>本日はこれで散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(散会時刻 午前11時05分)</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。</p>